

〈論文〉

## 高等試験令第七条試験の研究

### —戦前期官吏任用制度におけるバイパスとしての機能に着目して—

堀之内 敏恵

#### はじめに

高等試験は、試験に及第すると文官、すなわち行政官、外交官、司法官に任用される資格が与えられる、出自を問わない人材選抜システムである。それまで任用目的により、文官高等試験、外交官及び領事館試験、判事検事登用試験に分かれていた試験が、高等試験令（1918年1月18日勅令第7号）により高等試験に統一され、その中で行政科、外交科、司法科に分化され、司法科に弁護士試験も統合された。本稿で検討する高等試験令第七条試験（以下、高資<sup>1</sup>）は、高等試験令第七条により新たに設けられた、高等試験予備試験（以下、予備試験）を受験するための資格を認定する試験である。

本稿は、学歴による職業選択、就業格差が顕著であった戦前の社会において、中学校卒業者と同等以上の学歴を有しない者にとって、高等官になるための機会を開く制度として、高資にどれほどの現実的な機能があったのかを跡づけるものである。

高等試験については、Spauldingによる試験制度の歴史と運用を論じた広範な研究を端緒に<sup>2</sup>、政治学や行政学の分野においてキャリア官僚研究の一環として<sup>3</sup>、教育学においてはエリートの選抜機能に着目して<sup>4</sup>、また、帝国大学の教育課程との関連でも研究が深められてきた<sup>5</sup>。筆者も試験委員の任命状況に着目して帝国大学と高等試験との関係を考察してきた<sup>6</sup>。このように高等試験は、帝国大学との関連において、あるいは圧倒的多数を占める帝国大学卒業生の合否や官界でのキャリアに焦点化して研究成果が蓄積されてきた。

一方、高等試験は文官試験規則の改正（1905年7月1日勅令第191号）により、専門学校入学者検定試験（以下、専検）の合格者にも予備試験の受験資格が与えられ、上述のとおり高等試験令により1918年以降は高資の合格者にも予備試験の受験資格が与えられるようになった。専検、高資に合格することで予備試験の受験資格を得て同試験に合格し、高等試験本試験（以下、本試験）へと進む道も開かれていたにもかかわらず、その制度や機能、受験実態、任用状況などは研究対象とはされてこなかった<sup>7</sup>。中学校卒業者と同等以上の学歴を有しない者の高等試験の受験資格に言及した先行研究としては、三上敦史が鉄道教習所、通信官吏練習所を対象とした一連の研究において、1924年以降にこれらの文部省所管以外の官立学校に入学した者は、予備試験の受験資格を得ることができなくなったことへの言及に限られる<sup>8</sup>。

高資の合格は、予備試験の受験資格と判任官の任用資格という官吏任用関連においてのみ中学校卒業者と同等に扱われるという独特の性質をもつ<sup>9</sup>。松浦鎮次郎は『明治以降教育制度発達史』において、「此期（大正八年世界大戦直前に至るまで - 筆者註）に入ては学校教育を受くる上の機会均等の外に、或職業に就き得ることに関し学校卒業者に非ざる者に対して之を学校卒業者と同一視することを目的とする

職業上の機会均等といふ問題が起り来たつた<sup>10</sup>として、高資を就職上の機会均等の款で取り上げている。官吏任用においてというごく限定的ではあるが、中学校卒業者と同等以上の学歴を有しない者が特定の職業を目指すにあたりその機会を開く制度の一つとして、高資に着目をしていたと考えられる。学歴による職業選択、就業格差を是正することは、1920年代から1930年代における教育制度改革議論の中心的な課題の一つであった。

高等試験令の施行により1918年から実施された高資は、最も出願者数が多い1927年には3,802人が出願し220人に合格書が交付されている<sup>11</sup>。戦前の官吏任用制度におけるバイパスとしての機能に着目して高資を考察する場合、高資の合格者が予備試験を経て本試験にどの程度合格し、高等官になる資格を得たのかが問題になる。

以上の研究関心と課題から、本稿では以下の構成で検討していく<sup>12</sup>。第一に、高資の制度的概要である。高等官の任用資格試験の受検資格および免除規定の変遷を確認したのちに、具体的に高資の制度を概観していく。第二に、高資の受験動向である。出願者数、合格者数など受験動向を明らかにする。第一、第二で考察するこれらの基礎的事項は、これまで高資という試験制度自体が着目されていなかったため、十分には解明されてこなかった。第三に、高資、予備試験、本試験三つの試験について合格者名簿を照らし合わせることで、高資の合格者で、予備試験を経て本試験に合格し、高等官となる資格を得た者がどの程度いたのかを検証する。

## 1. 高等試験令第七条試験の制度的概要

### (1) 制度の整備過程

紙面の都合上詳細を論じることはできないが、文官高等試験の受検資格および免除規定の変遷の要点を確認した上で、高資の整備過程を整理していきたい。

文官試験試補及見習規則（1887年7月25日勅令第37号）第17条により、受験資格は「丁年以上ノ男子」で「外国ニ於テテ大学校又ハ之ト同等ナル学校ノ卒業証書ヲ有シ又ハ三年以上其学科ヲ修学シタル旨証明スル証書ヲ有スル者」、「文部大臣ノ許可ヲ経タル学則ニ依リ法律学政治学又ハ理財学ヲ教授スル私立学校ノ卒業証書ヲ有スル者」、「高等中学校及東京商業学校ノ卒業証書ヲ有スル者」、「五箇年以上奏任官ヲ勤メタル者」とされ、帝国大学の「法科大学文科大学及旧東京大学法学部文学部ノ卒業生」は試験を経ずに、試補への任用が可能とされていた<sup>13</sup>。

文官試験規則（1893年10月31日勅令第197号）により、文官高等試験は予備試験と本試験とに分かれ、第12条により「帝国大学法科大学、旧東京大学法学部、文学部及旧司法省法学校正則部ノ卒業証書ヲ有スル者ハ予備試験ヲ免ス」と規定された。すなわち、帝国大学卒業者も試補に任用されるには、本試験を受験し合格する必要が生じたわけだが、予備試験は免除された。帝国大学の「特権」は温存されたといわれるゆえんである。予備試験の受験資格は、「年齢満二十年以上ノ男子」（第4条）で、予備試験を行う目的は、「予備試験ハ受験人尋常中学校以上ノ官立公立学校ヲ卒業シ又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ニシテ本試験ヲ受クルニ相当ナル学科ヲ修メタル者ト認ムヘキヤ否ヲ考試スルヲ以テ目的トス」（第10条）とされた。予備試験の受験に関しては、学歴は問われなかったのである<sup>14</sup>。

それから約12年後、文官試験規則の改正（1905年7月1日勅令第191号）により、受験資格は次

の通り明定された。

第八条ノ二 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ非サレハ文官高等試験ヲ得ス

一 中学校ヲ卒業シタル者

二 専門学校令ニ基キ一般ノ専門学校入学ニ関シ試験検定合格証書ヲ有シ又ハ無試験検定ヲ受クル資格ヲ有スル者

三 文官高等試験委員ニ於テ普通教育ニ関シ中学校ト同等以上ト認ムル外国ノ学校ヲ卒業シタル者明治三十八年以前ニ於テ中学校卒業以上ノ学力ヲ有スル者ヲ以テ入学程度トスル官立公立学校ノ入学試験ニ合格シ又ハ其ノ予備科ヲ卒業シタル者ハ前項第二号ニ準ス

専門学校令（1903年3月27日勅令第61号）が制定され、第5条により専門学校の入学資格が「中学校〔中略〕ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スルモノト検定サレタル者〔後略〕」と規定された。そして、専門学校入学者検定規程（1903年3月31日文部省令第14号）により検定に関する細則が定められた。専検という「中学校ヲ卒業シタル者」と同等以上の学力があることを審査、証明する制度が整ったのである。この制度を利用することで、予備試験の受験資格は中学校卒業者という下限の学歴ラインを引きつつも、中学校卒業者と同等以上の学歴を有しない者に対しても、門戸は閉じない仕組みをとることが可能となった。

1893年の文官試験規則制定時、全国の中学校の数は69校、生徒数20,000人であったが、1905年には同259校、105,000人弱と、学校数は3倍以上生徒数は5倍以上に増えた<sup>15</sup>。予備試験の受験者数も1894年の45人から1901年には396人と9倍以上に増加している<sup>16</sup>。文官高等試験は、高等官になることを前提とした試験を任用するための試験であるため、中等教育、高等教育機関の拡充に対応した受験資格の厳格化が求められることになったのであろう。

では、「中学校ヲ卒業シタル者」と同等以上の学力があるかを審査、証明する専検という制度が整えられ、高等官の任用に関しても活用してきたにもかかわらず、1918年の高等試験令の制定に伴い、改めて高資という別の試験を設けることになったのであろうか。一つには長年の懸案事項であった試験制度改革が関係していると考えられる。

前述のとおり、任用目的により文官高等試験、外交官及び領事館試験、判事検事登用試験に分かれていた試験が、高等試験令により高等試験に統一され、その中で行政科、外交科、司法科に分化され、司法科に弁護士試験も統合された。文官高等試験、外交官及び領事館試験、判事検事登用試験は学歴により受験資格が定められていた。一方、司法科に統合された弁護士試験は、受験にあたり学歴規定は一切設けられていなかった。従来学歴を要しなかった弁護士試験の受験者も、高等試験令が施行されれば、中学校卒業者と同等以上の学歴を有しない限りは、専検を受験し合格する必要が生じるのである。

専検は、上述の専門学校入学者検定規程第4条により、「中学校若ハ修業年限四年ノ高等女学校ノ各学科目及其ノ卒業程度トス但シ中学校若ハ高等女学校ニ於テ加除シ又ハ課セサルコトヲ得ル学科目ハ之ヲ省ク」とされ、一度の受験で課された科目すべてに合格することが求められていた。ゆえに、「畢竟禁止試験に外ならぬといふ不平<sup>17</sup>」が起こるほど厳しい試験だったといわれている<sup>18</sup>。民法や商法といった法

律の専門科目を受験科目とする、弁護士試験を目指して勉強を続けてきた者にとって、修身や数学、外国語など、中学校で学ぶ普通学の科目を1回で合格する事は至難の業である。また、当時専検は各府県が定めた細則に基づき、実施の有無も含め任意の日程で行われており、試験問題も全国的に統一されたものではなかった。

こうした背景をもとに設計された高資は、7科目（国語、漢文、地理、歴史、数学、物理、化学）の合格で予備試験の受験資格を得られるため、進学ではなく高等官としての任用を目指す者にとっては、受験勉強の軽減につながったと考えられる。特に専検に課せられていた外国語の試験がないという点は中学校卒業者と同等以上の学歴を有しない者にとっては大きな利点だったと思われる<sup>19</sup>。受験指南書でも「従来の専検に於ては中学校五年間に於て修得すべき十数科目を全部を数日の間に試験し若し一科目にてても六十点以下の科目あれば直ちに振り落とされ、中学校卒業者と雖も之に合格する事は難しと言はれていた。然るに新たに施行される認定試験は其科目も僅かに七科目、主として常識上欠く可らざる事のみを問題として実際に適応せんとしつゝある。誠に結構な制度で天下幾百万の青年が其前途に対する一大光明たるものであろう」<sup>20</sup>と評価している。

結局、私立学校等の運動により、高等試験令の施行により予備試験の受験資格を失うことになる従前の受験者への救済措置として、高等試験司法科試験の実施は1923年からとなった。さらに司法官試補及弁護士ノ資格ニ関スル法律（1923年4月30日法律第52号）が施行され、従前の弁護士試験受験者に対して司法科に準拠した試験（通称五十二号試験）が別途行われることとなり、同試験が1941年まで延長され続けたことは、先行研究により明らかにされておりである<sup>21</sup>。これにより、「数千人に及んでおった」とされる「高等学校卒業の資格がなく、弁護士試験を志して長年苦勞していた」<sup>22</sup>従前の受験者は、高資を受験せずに済んだが、高資という新たな試験制度を設計するにあたっては、学歴のない弁護士志望者への対応は欠くことのできない要素の一つだったと考える。

また、当時の景気状況も背景の一つとして考えられる。キンモンスによれば、第一次世界大戦による好況により官吏の任用も良好であった。官吏の総数は、1916年の22万4883人から1921年には46%増の32万8760人へと増加した。直前の1910年から1915年の増加が19%であったことと強い対照をなしている。加えて、その好況は東京帝国大学法学部の卒業生にも大きな影響を及ぼした。経済ブームが最高潮に達した1919年には卒業生の半数以上が民間企業に就職したというのである<sup>23</sup>。

多くの官吏の任用が求められる中で、東京帝国大学法学部の卒業生の任用が相対的に減少傾向にある。そうした中で、予備試験の受験資格として、中学校卒業者という下限の学歴ラインを引きつつも、中学校卒業者と同等以上の学歴を有しない者であっても、優秀な者に対しては高等官への道を広く開くということが検討されたのかもしれない。また、高資合格者に対して判任官の任用資格が与えられたことも、多くの官吏が必要とされた状況への対応とも考えられる。

ともあれ、高資の管轄、運営は、政府原案では「受験資格検定試験」として、高等試験委員において行うことが構想されていたが、「文部大臣所管ノ元ニ普通学ノ素養ヲ試験スルノ途アル今日ニ於テ」特に高等試験委員が試験を行う必要もないとして枢密院会議で修正され<sup>24</sup>、文部省が所管することとなった。

高等試験の受験資格を得ることを主目的とした新たな試験、高資は高等試験令により以下のとおり規定された。

高等試験令（1918年1月18日勅令第7号）

第四条 高等試験ヲ分チテ予備試験及本試験トス予備試験ニ合格シタル者非サレハ本試験ヲ受クルコトヲ得ス

第七条 予備試験ヲ受ケムトスル者ハ中学校ヲ卒業シタル者文部大臣ニ於テ普通教育ニ関シト同等以上ノ学歴ヲ有スルト定メタル者及高等試験委員ニ於テ普通教育ニ関シ中学校ト同等以上ト認ムル外国ノ学校ヲ卒業シタル者ヲ除クノ外文部大臣ノ定ムル所ニ依リ国語、漢文、歴史、地理、数学、物理及化学ノ七科目ニ就キ中学校卒業程度ニ於テ行フ試験ニ合格シタル者ナルコトヲ要ス

## (2) 制度の運用

具体的に制度の運用状況を概観していく。高資は制度的には二期に区分できる。

第一期は、上述の高等試験令第七条（1918年1月18日勅令第7号）にもとづいて、高等試験令第七条及第八条ニ関スル件（以下、「第七条及第八条ニ関スル件」）（1918年2月28日文部省令第3号）が定められ、同令が1924年10月11日（文部省令第23号）により改正されるまでの時期である。1918年から1924年までは文部省が指定する官公立中学校で試験が行われていた。

第二期は、1924年10月11日、文部省令第23号により「第七条及第八条ニ関スル件」が改正されてから、1948年12月3日、法律第222号により国家公務員法が改正され第一次改正法律附則第十二条により、高等試験令が廃止されるまでの時期である。1925年から1948年までは専検と同時開催となり、全国の地方庁所在地等で試験が行われた。

第一期について特徴をまとめる。「第七条及第八条ニ関スル件」第三条により「高等試験令第七条ノ試験ハ文部大臣ノ指定スル官立及公立ノ中学校ニ於テ毎年一回之ヲ行フ」と規定され、第一回試験は1918年4月10日から4月29日の日程で、東京高等師範学校附属中学校で行われた。試験会場は1918年から1921年までは東京高等師範学校附属中学校1か所で、1922年は広島高等師範学校附属中学校が加わり2か所となり、さらに1923、1924年は大阪府立市岡中学校が加わり3か所となった。

受験者は各中学校に試験願書、履歴書、写真を提出し（「第七条及第八条ニ関スル件」第四条）、合格者に対し学校長が合格証書を付与し（同第六条）、試験終了後学校長はその顛末を文部大臣に報告する（同第八条）こととされた。官報に示された試験願書の書式の宛名は「何官立公立中学校御中」であり、合格証書の書式には、「右ハ高等試験令第七条ニ依ル試験ニ合格セリ仍テ之ヲ証ス」として、「官公立学校長 氏名」と印が示されている。

受験科目および程度は、上述のとおり高等試験令第七条により、「国語、漢文、地理、歴史、数学、物理及化学ノ七科目ニ就キ中学校卒業ノ程度ニ於テ行フ」ものとされた。受験指南書では、「試験は中学校卒業程度と規定せられてあるが実際は中学四年位の程度である」<sup>25</sup>と、難易度としては高くはないということが受験者に宣伝されていたが、1年に1回しか行われぬ試験で7科目すべてを一度に合格する必要があった。

次に、第二期の特徴について、第一期から第二期への変化で特筆すべき点としては、専検と同時開催となり<sup>26</sup>、専検で合格した科目が高資で免除（高資で合格した科目は専検で免除）となったこと、科目合格制が導入されたことがあげられる。以下規程を確認しておく。

高等試験令第七条及第八条ニ関スル件中改正（1924年10月11日 文部省令第23号）

第一条一号ヲ左ノ如ク改メ第二号中「第八条第一号」ヲ削ル

- 一 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者又ハ専門学校入学者検定規程ニ依リ国語、漢文、歴史、地理、数学、物理及化学ノ七科目ニ付試験検定ニ合格シ若ハ試験ヲ免除セラレタル者

第六条 試験ニ合格シタル者ニハ合格証書（第三号書式）ヲ交付ス

試験ヲ受ケタル者ニシテ之ニ合格セサルモ受験学科目中合格点ヲ得タルモノアルキハ其ノ証明書（第四号書式）ヲ交付ス

前項ノ証明書ヲ有スル者ニシテ試験ヲ出願シタルトキハ当該学科目ノ試験ヲ免除ス

専門学校入学者検定規程第七条第二項又ハ第八条ニ依リ試験ヲ免除セララル者ニ付亦同シ

試験会場は1925年が北海道、東京府、京都府、大阪府、新潟県、愛知県、宮城県、島根県、広島県、香川県、福岡県の11道府県<sup>27</sup>、1926年から1932年は全国の地方庁所在地、1933年には北海道での開催が札幌市と帯広市の2か所になるなど戦前においては増えていった。高資単独開催の時は東京府、広島県、大阪府という限られた地域で行われていたので、専検と同時開催となったことで、中学校卒業者と同等以上の学歴を有しない者が高資受験を受験する機会は物理的に広がっていったといえよう。また、試験の回数も「第七条及第八条ニ関スル件」の改正により「高等試験令第七条ノ試験ハ毎年少ナクトモ一回之ヲ行フ」（第三条）とされ、1927年度だけではあったが4月と9月、1年に2回試験が実施された。

受験者は同じく「第七条及第八条ニ関スル件」の改正により、受験願書及び履歴書、戸籍謄本、写真等必要書類を「受験地ノ地方庁ヲ經由シテ文部大臣ニ出願スヘシ」（第四条）とされ、官報に示された試験願書の書式の宛名は「文部大臣宛」となり、合格証書の書式には、「右ハ高等試験令第七条ニ依ル試験ニ合格シタルコトヲ証ス」として文部省と印が示されている。各府県の公示により細則規定を設け各々実施していた専検とは異なるが、高資もまた第一期と第二期では、試験施行に際し主管官庁である文部省の関与のありように変化があったといえるであろう。

受験科目については、1929年に高等試験令が改正され「国語及漢文、歴史、地理、数学並ニ物理及化学ニ付キ中学校卒業程度ニ於テ行フ」（第七条）と、文言が多少変わったが科目の種類には変化はなかった。1943年の中学校規程（1943年3月2日 文部省令第2号）により、中学校で学ぶ教科及び科目が改編されたが、戦前の高資においては1918年の試験開始以来、試験科目に変化はなかった。戦後初めての開催となった、1946年3月に行われた試験（文部省年報では1945年度として算出）では、試験科目が上述の中学校規程に合わせ国民科国語、国民科歴史、国民科地理、理数科数学、理数科物象の5科目となった。1946年10月の試験では国語、数学、物象、西洋史の4科目で実施された。

第一期から第二期への難易度の変化については、受験指南書では「試験は中学卒業程度であるが大正十三年度に行われた試験の如きは中学三年程度の容易なものなりとして相当非難もあつたと聞く、然るに翌年四月行われた問題なり其結果なりを見ると前年とは余程六難しくなつてゐるやうに思はれる。之は一面科目留保の特典が与へらるゝに至つたのと他面専検と同問題同時に行はれる関係ではあるまいか」<sup>28</sup>と難易度が上がったとの見解が示されている。

ともあれ、第一期から第二期への改革により、試験会場が増え、科目合格制が導入され専検で合格した科目が高資で免除されるようになった。専検は1925年から1943年の間は1年に2回ないし3回開催されており、専検の受験により合格科目を増やすことで、高資の合格証書を得るための年月を減らすことも制度的には可能になった。では、中学校卒業者と同等以上の学歴を有しない者にとって、高資受験突破の可能性は実態として高まったのか、次項では受験者の動向を確認していく。

## 2. 高等試験令第七条試験の受験動向と受験者

### (1) 受験動向

1. で示した第一期、第二期における高資の出願者数、合格者数など受験動向を明らかにしていきたい。表1は試験の実施年度、出願者数、合格書交付者数、合格率、科目合格書交付者数を示したものである。第一期について、前述のとおり1918年から1921年までは東京高等師範学校附属中学校のみで行われていたが、1922年からは広島高等師範学校附属中学校が加わり、翌1923年からは大阪府立市岡中学校でも行われるようになるなど、受験者の増加に伴い試験会場も増えていった。高資初年度1918年の合格者数14人から第一期最後の年となる1924年は合格者が287人と20倍以上に増加している。第一期の合格率は10%台から30%台と平均して高いといえる。高資という試験の認知が高まり、受験者が増え、それに伴い試験会場も増え、受験機会が拡大していったことがみてとれる。

第二期については、専検と同時開催となり受験会場が1925年は11道府県13会場となり、翌1926年からは全国の地方庁所在地へと拡大した。受験者数も試験が二度行われた1927年の3,802人を頂点として、1930年代前半までは1,000人前後で推移している。合格率は前項で受験指南書の文章を引用したとおり、専検と同時開催となったことで難易度が上がり、初年度は1.3%と非常に低かったが、年を経るにつれ徐々に高くなり、1930年代は10%前後で推移した。しかし、第一期に比べると全体として低水準であった。科目合格制が導入され、受験場所も増え、受験機会が拡大し、受験者も増えたが合格者数は比例して伸びはしなかったのである。受験者の合格科目の積み上げの様子について、一つ事例をあげて検討しておきたい。

表2は1940年に宮城県の試験会場で高資を受験した15人の免除科目を示したものである。「免」は免除を示している。15人中13人という高い比率で、専検あるいは高資により免除科目を得て、当該年度の受験に臨んでいることがわかる。1938年、1939年の同様の資料と照らし合わせて<sup>29</sup>、合格科目の積み上げの様子について一端をみてみよう。例えば、受験番号7番の受験者は、1939年の免除科目は歴史1科目であったが、1940年は国語、漢文、地理が加えられ4科目が免除となっている。1939年の試験で3科目に合格したのである。同様に13番の受験者は、1938年は免除科目なし、1939年もなかったが、1940年は漢文が免除科目となっている。1939年の試験で漢文1科目が合格したのである。一方、11番の受験者は、1940年において数学以外はすべて免除となっているが、1938年、1939年も同様に数学以外の科目は免除となっている。数学が合格できないことで、数年高資突破が足止めされている状況である。同様に4番も1939年から、5番も1938年から免除科目は増えていない。

このように受験者は科目合格制の導入と専検で合格した科目が高資で免除されることを利用して、合格科目をコツコツと積み上げていったが、その道のりは容易ではなかったようである。例えば、1938年の受

表 1 高等試験令第七条試験受験者の動向

実施年	出願者数	合格証書交付者数	合格率	科目合格証書交付者数
1918	49	14	28.6%	
1919	89	12	13.5%	
1920	127	41	32.3%	
1921	285	81	28.4%	
1922	538	168	31.2%	
1923	1,086	283	26.1%	
1924	1,160	287	24.7%	
1925	1,653	22	1.3%	651
1926	1,915	93	4.9%	976
1927	3,802	220	5.8%	1,440
1928	2,284	158	6.9%	777
1929	1,447	155	10.7%	614
1930	1,296	214	16.5%	602
1931	1,315	189	14.4%	291
1932	1,069	168	15.7%	430
1933	1,052	139	13.2%	245
1934	983	94	9.6%	275
1935	807	82	10.2%	206
1936	705	127	18.0%	227
1937	651	69	10.6%	198
1938	630	61	9.7%	170
1939	594	59	9.9%	134
1940	689	49	7.1%	174
1941	531	52	9.8%	130
1942	450	20	4.4%	117
1943	490	20	4.1%	126
1944	296	49	16.6%	48
1945	174	7	4.0%	94
1946	479	23	4.8%	207
1947	300	39	13.0%	47
1948	190	16	8.4%	31
合計	27,136	3,011	11.1%	8,210

出願者数、合格者数、科目合格書交付数は各年度の『日本帝国文部省年報』を参照し、1918年～1924年までは『日本帝国文部省年報』に高資に関する掲載がないため、1918年～1922年は諸國正人編『高等試験令資格認定独学受験法』大明堂書店、1923年、273 - 274頁を、1923年～1924年は『教育時論』開発社、第1398号、28頁、『官報』第3511号、1924年5月9日を参照して作成した。



験者は630人で合格者は61人だったが、そのうち1回の受験ですべての科目に合格した者は2人に過ぎなかった<sup>30</sup>。

表2 1940年宮城県会場受験者の免除学科一覧

受験番号	免除資格	免除学科目						
		国語	漢文	歴史	地理	数学	物理	化学
1	専検	免	免	免				
2	専検	免	免	免	免			
3	専検	免		免	免			
4	専検	免	免	免	免			
5	専検	免	免		免			
6	専検	免	免	免	免			免
7	専検	免	免	免	免			
8	専検	免	免	免	免		免	免
9								
10	高資	免	免	免	免			免
11	高資	免	免	免	免		免	免
12	高資	免	免	免	免			免
13	高資		免					
14	専検、高資	免	免	免	免			
15								

「専門学校入学者試験検定等」昭和15年度（宮城県公文書館蔵「学事教員資格」）を参照して作成した。

## (2) 受験者

では、受験者はどのような人たちだったのであろうか。受験者名簿、調書等の発見、開示状況が芳しくないため、ごく断片的な事例に過ぎないが、経歴、職業、生年月日が確認できる資料を用いて検討する。表3は1932年、1934年に埼玉県で高資を受験した10人について、担当部局で作成された「受験者調書」をもとに作成したものである。経歴は資料のままを転記し、職業は会社名、所属先などが明記されていたため、大枠でまとめた。年齢は生年月日をもとに受験日現在で算出したものである。

高資は中学校卒業者と同等以上の学歴を有しない者に対して、予備試験を受験するための資格を認定する試験であるため、むしろ中学校卒業以上の学歴を有する者はいない。高等小学校卒業者が一番多く、中等教育機関への在学経験があるものはいない。職業としては農業従事者もいるが、半数以上は被雇用者である。年齢は全体的として若い青年層だが中等教育の卒業年齢である17歳から29歳と幅広い年齢が受験している。年齢については時代が下った1939年の宮城県会場、1948年の大阪会場の資料にも

生年月日の記載があるので、確認しておきたい。1939年の宮城県会場受験者の最年少は19歳で最年長は38歳、1948年の大阪会場受験者の最年少は23歳で最年長は40歳と壮年層も含まれている<sup>31</sup>。次項で検討するとおり、高資合格ののち予備試験、本試験に合格してはじめて高等官への道が開けること考えると、高資の受験から進めることは、壮年層には時間的にも厳しい道なのである。

表3 1932、1934年埼玉県会場受験者の調査

経歴	人数	職業	人数	年齢	人数
高等小学校卒	5	農業	3	29歳	1
尋常小学校卒	2	書記	2	26歳	2
公民学校本科卒	1	鉄道勤務	2	24歳	1
高等小学校1年修了	1	小売業従業員	1	21歳	2
普通試験合格	1	役所勤務	1	20歳	1
		無職	1	19歳	1
				18歳	1
				17歳	1

「昭和7年第1回専門学校入学者試験検定実施ノ件」(埼玉県立文書館蔵「学務部・区域・昭和7年」所収)

「昭和9年第1回専門学校入学者試験検定実施ノ件」(埼玉県立文書館蔵「学務部・生徒・昭和9年」所収)を参照して作成した。

### 3. 高等試験令第七条試験を経た高等試験本試験合格者

ここまで高資の制度を概観してきたが、この試験の本旨である高等試験本試験への道りについて、検討していきたい。具体的には、高資、予備試験、本試験、三つの試験について合格者名簿を照らし合わせることで、高資の合格者で予備試験を経て本試験に合格し、高等官となる資格を得た者がどの程度いたのかを明らかにする。秦、前掲『戦前期日本の官僚制の制度・組織・人事』所収の高等試験合格者一覧によれば、高等試験が開始された1918年から最終1947年までの30年間における行政科および外交科の合格者8,011人中<sup>32</sup>、最終学歴が専検、すなわち中学校卒業者と同等以上の学歴を有さず、専検の合格により予備試験の受験資格を得て同試験に合格し、本試験にも合格した者は9人しかいない。高資については記載がないため、最終学歴不明者、高等小学校卒者、各種学校および当該期間において中学校と同等以上卒と認められていなかった教育機関を最終学歴とする者について、官報での発表から作成した高資合格者名簿、予備試験合格者名簿と照らし合わせることで、高資の合格により予備試験の受験資格を得て同試験に合格し、本試験にも合格し高等官となる資格を得た者を調査する。

なお、高等試験には行政科、外交科に加えて司法科があるが、本稿では取り上げない。司法科については、前述のとおり高等試験令により弁護士の資格試験も兼ねるようになったため、必ずしも高等官を目指す者が司法科を受けるとは限らないためである。まず、外交科についてだが、高資、予備試験を経て外交科試験に合格した者は確認できなかった。以下、行政科について結果を述べていく。

表4は高資、予備試験を経て行政科に合格した者の一覧である<sup>33</sup>。確認できた人数は64人であった。

30年間の高資合格者3,011人に対する比率は2.1%、30年間の行政科全体の合格者7,513人に対する比率は0.85%である。30年間で64人という数をいかに評価するかは難しいところであるが、人数という面からすれば、高資を経て高等官を目指すという道は制度としては閉ざされてはいなかったが、実態としては大変厳しいものであった。

具体的に合格者の様子をみていきたい。全体としては第一期、第二期をとおして継続的に合格者を出していることがみてとれる。ただし、高資の合格年を起点に第一期、第二期の合格者の最終学歴を比べると大きな違いがある。第一期の合格者の最終学歴は高等小学校卒が9人、中学校中退が2人、当該期間において中学校と同等以上卒と認められていなかった教育機関卒が3人、そして学歴不明者が14人である。高等試験に合格する人材を輩出するということは、出身学校にとっては名誉なこと、大いに宣伝されるべきことであるため、学歴不明者の多くは高等小学校以上の通学教育の機会に恵まれなかった者だと推測される。すなわち、中等教育に類似した教育の機会にあずからなかった者が、第一期の合格者の多くを占めていたと考えられる。

一方、第二期は高等小学校卒の者は一人もおらず、中学校中退が1人、当該期間において中学校と同等以上卒と認められていなかった教育機関卒が24人、学歴不明が11人である。第二期の特徴として、最終学歴が通信官吏練習所の者が全合格者36人中19人と半数以上を占めていることは、高資を中学校卒業者と同等以上の学歴を有しない者が、高等官になるための機会を開く制度という視点から考察する場合注意をひく。

多くの高等試験合格者を輩出した教育機関として知られる通信官吏練習所および鉄道省教習所であるが<sup>34</sup>、先行研究で三上が明らかにしているとおり<sup>35</sup>、1924年2月に「第七条及第八条ニ関スル件」の改正により、「普通教育ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学歴ヲ有スル者」に関する規定が変わり、1923年以前に入学者した者に対する救済を除き、これらの教育機関の卒業生は予備試験の受験資格を失った。中学校卒業者と同等以上の学歴を有さずに<sup>36</sup>、通信官吏練習所や鉄道省教習所などの官立学校で学び、高等官を目指すには高資あるいは専検に合格して予備試験の受験資格を得て同試験に合格し、本試験へと進むことが課せられたのである。

第一から第二期の合格者の変化からは、第一期においてはごく少数ではあるが、高等小学校以上の通学教育の機会にあずからなかった者が、高資という新規の試験の創設により、受験資格を得て予備試験、本試験を突破し高等官になる資格を得る機会を提供していた、一方、第二期においては、勤務する省が所管する教育機関での就学により予備試験の受験資格を得られるはずであった者が、入学年度により受験資格を喪失したために、その取得を補完する機会を提供していたというように、合格者の実態としては、高資の役割が変化したことがみてとれる。

入省先については、通信省が25人と全体の39%を占める。最終学歴が通信官吏練習所等、通信省が所管する教育機関の者は、本試験合格後も引き続き通信省に勤務している場合が多いので当然であろう。ただし、第一期をみると本試験合格前後5年間の省庁間の移動も含めると、内務省が10人と最も多い。そして、そのうちの半数にあたる5人<sup>37</sup>が警察関係であることは特筆すべき点である<sup>38</sup>。

本試験の合格と入省の前後関係についてだが、合格前から入省していた者が35人、合格後（合格と同じ年を含む）に入省した者が15人、弁護士など官職以外についた者や入所年不明者等が14人である。

高等試験令第七条試験の研究

表4 高等試験令第七条試験を経て高等試験本試験行政科に合格した者の一覧

	最終学歴	卒年	入省先	同僚属	最終官歴	退官年	高資 合格年	予備試験 合格年	本試験 合格年	同年行政科 合格者数	
第一期	1	高小	1912年	朝鮮	1914年京城郵便局員	朝鮮学務局長	1944年	1920年	1921年	216	
	2	—	—	鉄道→内務	1925年福井属	石巻山電氣局長	1942年	1920年	1921年	204	
	3	—	—	愛知県	1925年愛知県	愛知県農林主事	1936年	1920年	1922年	333	
	4	郵政講習	1903年	警視庁	1907年職員(ママ)	象海警察署長	1937年	1920年	1922年	331	
	5	宮城水産	—	弁護士→大坂市	1922年大阪市視学	教育部庶務課長	—	1921年	1921年	216	
	6	—	—	内務	1928年復興局属	鹿児島学務部長	1942年	1921年	1924年	331	
	7	高小	—	内務	1921年石川県巡查	福井内務部長 (福井知事)	—	1921年	1927年	1928年	371
	8	高小	1918年	内務	1919年警視庁書記	愛知県特高課長	1946年	1922年	1926年	1929年	336
	9	高小	1903年	内務	1904年中役場書記	富山経済部長	1937年	1922年	1924年	1926年	331
	10	—	—	小学校教員→ 弁護士	1932年弁護士	行橋区裁判所	—	1922年	1924年	1926年	331
	11	高小	—	大蔵	1923年大阪専売局属	専売局福河支局長	1946年	1923年	1924年	1925年	331
	12	高小	1917年	内務	1929年北海道属	—	—	1923年	1924年	1927年	295
	13	—	—	通信→内務	1930年地方属	戦災復興院土地局長	—	1923年	1924年	1929年	336
	14	—	—	司法	1931年司法試験補	—	—	1923年	1925年	1927年	295
	15	—	—	警視庁	—	警視庁警部	1932年	1923年	1925年	1927年	295
	16	高小	1914年	内務	1920年警視庁巡查	岩手経済部長	1943年	1923年	1925年	1928年	371
	17	中学	中退	鉄道	1919年	—	—	1923年	1927年	1928年	371
	18	—	—	外務	1923年外務	外務事務官	1930年	1923年	1927年	1928年	371
	19	—	—	—	—	—	—	1924年	1925年	1925年	331
	20	—	—	弁護士	1928年弁護士	—	—	1924年	1925年	1926年	331
	21	高小	1919年	通信	1919年海防局助手	—	—	1924年	1927年	1935年	295
	22	—	—	朝鮮	1933年咸興看守長	—	—	1924年	1928年	1932年	238
	23	—	—	司法	1934年司法試験補	—	—	1924年	1929年	1932年	238
	24	通史	1926年	通信	1926年郵便局書記補	—	—	1924年	1927年	1941年	229
	25	—	—	朝鮮	1933年司法試験補	全州地方法院検事	—	1924年	1925年	1932年	238
	26	福知山中	1912年 中退	—	—	—	—	1924年	1925年	1929年	336
	27	高小	1916年	内務	1922年大阪府巡查	警視庁鑑識二課長 (高知知事)	—	1924年	1926年	1928年	371
	28	—	—	内務	1925年宮城県巡查	高松州総務課長	—	1924年	1926年	1928年	371
29	—	—	内務	1929年大阪属	安本部員	—	1926年	1927年	1931年	252	
30	通史	1927年	通信	1921年通信事務員	朝鮮鐵工局四課長	—	1926年	1929年	1931年	252	
31	通史	1927年	通信	1930年東京中電局	電務局電信課長	(電建公社理事)	1926年	1927年	1931年	252	
32	—	—	通信	—	—	—	1926年	1926年	1926年	331	
33	警務講習	1927年	内務	1921年山形府巡查	樺太庁警務部長	—	1927年	1930年	1930年	204	
34	—	—	北海道庁	1926年北海道属	北海道教育部長	—	1927年	1930年	1934年	302	
35	—	—	宮崎→台湾	1939年内務局	—	—	1930年	1932年	1939年	214	
36	通史	1927年	通信	1920年柔佛便局	名通局総務課長	—	1927年	1929年	1931年	252	
37	通史	1928年	通信	1922年瀬尾局属	東北北海道酒田支局	—	1927年	1929年	1936年	194	
38	通史	1926年	興亜院	—	—	—	1927年	1927年	1939年	214	
39	—	—	—	—	—	—	1927年	1929年	1938年	197	
40	—	—	内務	1927年島根属	支那大使館	—	1928年	1929年	1933年	326	
41	—	—	—	—	—	—	1929年	1931年	1936年	194	
42	—	—	弁護士	1944年弁護士	—	—	1929年	1932年	1943年	547	
43	通史	1932年	通信	1928年通信書記	海軍総務局補給局	—	1931年	1933年	1937年	144	
44	通史	1931年	通信	1926年尾道郵便局	仙通局電話課長	(東京中央電報局長)	1931年	1932年	1934年	302	
45	教習	1932年	鉄道	1924年青森運事所	—	—	1931年	1934年	1942年	411	
46	通史	1935年	通信	1935年	—	—	1932年	1937年	1939年	214	
47	教習	1934年	鉄道→樺太→ 台湾	1941年樺太属	—	—	1932年	1936年	1940年	238	
48	通史	1932年	通信	1925年花道郵便局	—	(松山廳政監教局長)	1932年	1935年	1942年	411	
49	—	—	司法	1940年司法試験補	—	—	1932年	1934年	1939年	214	
50	—	—	内務	1944年警保局属	—	—	1933年	1935年	1943年	547	
51	通史	1934年	通信	1934年通信書記補	—	(電々公社理事)	1933年	1936年	1940年	238	
52	通史	1937年	通信	1937年新潟郵便局	—	—	1934年	1936年	1942年	411	
53	通信養成	—	通信	—	—	(松山廳政監教局長)	1934年	1937年	1943年	547	
54	—	—	鹿児島→台湾	1940年交通局書記	—	—	1934年	1935年	1940年	238	
55	中学	1930年 中退	通信→拓務	1940年殖産局属	—	—	1935年	1936年	1939年	214	
56	通史	1942年	通信	—	—	—	1935年	1936年	1943年	547	
57	通史	1937年	通信	—	—	—	1935年	1936年	1943年	547	
58	通史	1937年	通信	1932年仙通局事務員	—	—	1936年	1938年	1943年	547	
59	広島通講	—	通信	1930年今市郵便局	—	—	1936年	1938年	1942年	411	
60	通史	1937年	通信	1927年	—	(九管本部長)	1936年	1938年	1943年	547	
61	通史	1937年	通信	1932年瀬尾局	—	—	1936年	1937年	1943年	547	
62	通史	1936年	通信	1937年	—	—	1938年	1939年	1942年	411	
63	通史	1939年	通信	1939年通信書記補	—	—	1938年	1939年	1943年	547	
64	通史	1937年	通信	—	—	—	1940年	1940年	1943年	547	

学歴、卒年、入省先、同僚属先、最終官歴、退官年、退官後の重要な職務等は秦都彦『戦前期日本の官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会、1981年所収「行政科試験(文官高等試験)合格者」を参照して作成した。空欄は同書の記述が空欄なことによる。退官年欄の( )内の記載は退官後の重要な職務等である。入省先の→は本試験合格前後5年間の省庁間の移動を示す。高資、予備試験、本試験において氏名が同一で、受験年次が昇順のものをリストアップした。同姓同名の可能性は否定できないが精査はできていない。

合格前から入省していた者が、合格後に入省した者を大きく上回っている。判任官等として省内で働きながら高等官を目指して努力を重ね高資、予備試験、本試験と合格をつかみ取っていったということであろう。

## おわりに

本稿では、学歴による職業選択、就業格差が顕著であった戦前の社会において、中学校卒業者と同等以上の学歴を有しない者にとって、高等官になるための機会を開く制度として、高資にどれほどの現実的な機能があったのかを検証した。戦前の官吏任用制度におけるバイパスという側面から、高資の合格者が予備試験を経て本試験にどの程度合格し、高等官となる資格を得たのかを問題にした。

高資が設けられ、7科目（国語、漢文、地理、歴史、数学、物理、化学）の合格で予備試験の受験資格を得られるようになったことで、高等官を目指す中学校卒業者と同等以上の学歴を有しない者の高等試験受験の機会は広がった。さらに、専検と同時開催となったことで高資の試験会場が増え、科目合格制が導入され専検で合格した科目が高資で免除されるようになったことは、高資受験の機会および突破の可能性を高めた。制度としては中学校卒業者と同等以上の学歴を有しない者が、高等官を目指すためのバイパスとして整備されていたとみなせる。しかし、実態としては高資、予備試験、本試験と合格した確認できた者の人数は30年間で64人と限定的であった。特に第二期の合格者の半数以上を占めたのは通信官吏練習所を最終学歴とする者で、1924年入学者より予備試験の受験資格が得られなくなり、高資あるいは専検の合格により予備試験の受験資格を得る必要に迫られた者たちであった。第一期と第二期では高資の役割が変化していたことがみとれた。本試験の合格と入省の前後関係については、合格前から入省していた者が、合格後（合格と同じ年を含む）に入省した者を大きく上回っていた。合格者の多くは判任官等として省内で働きながら高等官を目指して努力を重ね高資、予備試験、本試験と合格をつかみ取っていったのである。

今後の課題としては、第一に、表4を補う作業として、中学校卒業者と同等以上の学歴を有せず高資、予備試験、本試験と合格し、高等官となる資格を得た者の中で、官職についた者を中心にその後の官界でのキャリアについて検証を進めたい。高資のバイパス機能に着目した場合、本試験合格までが本旨となる。しかし、学歴による職業選択、就業格差の是正という課題を深めるには、本試験合格後の官界でのキャリアのありようを、圧倒的多数を占める帝国大学の卒業生で高等試験本試験行政科に合格し、官職に就いた者の官界でのキャリアなどと比較検討することが求められる。『官報』、『職員録』などを活用して、高資を経て高等官となる資格を得て官職に就いた者の、官界でのキャリアの実態を明らかにしていきたい。

第二に、本試験合格までたどり着けなかった多くの高資受験者の受験動向についても考察を深めたい。本稿で明らかにしたとおり、制度として開かれていたとしても高資を経て予備試験、本試験に合格し高等官になる資格を得ることができた者は限定的であった。その現実の一端は当時数多く出版された受験指南書、受験雑誌等を通して受験生にも伝わっていたと考えられるが、高資の受験者数は1930年代半ばまで増え続けていた。受験者の動機として、高資に合格することにより予備試験の受験資格とともに得られる、判任官の任用資格に主眼を置いた者がいた可能性も考えられる。中学校卒業者と同等以上の学歴を有しない者にとって高資の受験、合格のもつ意味について、上級学校への進学資格が得られる専検とも比較しながら検討を深めたい。

註

- 1 高等試験令第七条による試験は、官報の告示でも「高等試験令第七条ノ試験」（1920年6月21日）や、「高等試験令第七条試験」（1923年5月10日）、「高等試験令第七条ニ依ル試験」（1925年6月12日）など表記にばらつきがある。本稿では先行研究にならい「高等試験令第七条試験」を試験名とした。また、その略称も高資、七条試験、高等資格試験、高資七条等、同時代の受験雑誌、受験指南書には様々な呼び名が散見されるが、管見の限り広く用いられていた高資を本稿では用いる。
- 2 Robert M. Spaulding, Jr., *Imperial Japan's Higher Civil Service Examinations*, Princeton University Press, 1967.
- 3 清水唯一朗『政党と官僚の近代 - 日本における立憲統治構造の相克』藤原書店、2007年、同『近代日本の官僚—維新官僚から学歴エリートへ』中公新書、2013年、秦郁彦『戦前期日本の官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会、1981年、同『官僚の研究 - 不滅のパワー・1868 - 1983』講談社、1983年、和田善一「文官銓衡制度の変遷」I～完、『試験研究』第11～16号、1955-1956年。
- 4 天野郁夫『教育と選抜』第一法規、1982年、同『試験の社会史 - 近代日本の試験・教育・社会』東京大学出版会、1983年、武石典史「官僚の選抜・配分構造 - 二つの席次への着目 -」『教育社会学研究』第100集、2017年。
- 5 潮木守一『京都帝国大学の挑戦 - 帝国大学史のひとつこま』講談社、1984年、通堂あゆみ「京城帝国大学法文学部の再検討：法科系学科の組織・人事・学生動向を中心に」『史学雑誌』第117編第2号、2008年。
- 6 堀之内敏恵「1930年代の東京帝国大学と国家権力-高等試験委員への委嘱状況からの考察-」『人間文化創成科学論叢』第17巻、2015年。筆者は高等試験の筆頭科目である憲法について試験問題、問われた知識内容等についても検討している。同「高等試験の試験科目『憲法』に対する天皇機関説事件の影響」『史潮』、新80号、2016年、同「高等試験の試験科目『憲法』に関する基礎的研究 - 試験委員と筆記試験問題 -」『リベラル・アーツ』第11号、2017年。
- 7 私立学校卒業生の高等試験受験資格については、帝国大学卒業生の「特権」との関係で研究されている。竹中暉雄「国家試験制度と『帝大法科特権』」本山幸彦編著『帝国議会と教育政策』思文閣出版、1984年、風間康紀「大正十二年高等試験令改正について」『中央大学史紀要』中央大学広報室、2000年等。また、湯川次義が女子の大学学部入学資格との関連で検討している。高橋次義「旧制大学における女子入学に関する一研究—入学資格の分析を中心として—」『人文学会紀要』第20号、1988年。
- 8 三上敦史「鉄道教習所の教育史 2—鉄道省による総合教育体系の展開」吉田文・広田照幸編『職業と選抜の歴史社会学—国鉄と社会諸階層』世織書房、2005年、同「近代日本における『中学校程度』の認定史」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』2007年、同「通信講習所・通信官吏練習所に関する歴史的研究—文部省所管学校との関係に着目して—」『日本の教育史学』第50巻、2007年。

- 9 判任官の任用資格試験である普通試験の合格者は、高等試験予備試験の受験資格を得ることはできない。この点において高資は、普通試験に対して優位性があるといえる。
- 10 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第6巻、教育資料調査会、1939年、193頁。第21款「教育上並に職業上の機会均等」が所収されている第6章の章題が「大正八年世界大戦直後に至るまで」である。
- 11 『日本帝国文部省年報』第56（昭和3年4月至昭和4年3月）上巻、1932年、24頁。
- 12 1. および2は、専検に関する先行研究である菅原亮芳「戦前日本における『専検』試験検定制度史試論 - 基礎的資料の整理を手がかりに - 」「立教大学教育学科研究年報』第33号、1989年を参考に構成した。
- 13 『官報』第1221号、1893年10月31日、以下法令はすべて官報による。
- 14 先行研究では第10条の解釈により、予備試験の受験資格には学歴制限があるとする説とないとする説がある。例えば、前掲、和田「文官銓衡制度の変遷」(Ⅲ)では、「予備試験はのち明治38年に中学校卒業を標準とする受験資格を定めるまでは別に資格要件の制限はない」としており(58頁)、秦、前掲『官僚の研究』も、「満二十歳以上の男子は誰でも受験できた。もともと、帝国大学法科大学卒業生以外は本試験の前に予備試験を通過する必要があった」(9頁)と記し、予備試験の受験には学歴制限はないとの見解を示している。一方、予備試験の受験資格には学歴制限があったとする説は、利谷信義の研究(利谷信義「日本資本主義と法学エリート - 明治期の法学教育と官僚養成 - (二)」『思想』第496号、岩波書店、1965年)があげられ、同研究を援用した論稿(藤原正行「官僚養成制度と私立法律学校への統制」『教育学雑誌』第28号、1994年等)も同様の見解を示している。文官試験試験補及見習規則の廃止により、受験資格を付与する趣旨で設けられた特別認可学校の制度は意義を失い、特別認可学校規則も廃止されたが(1893年11月4日文部省令第15号)、同令は従前、特別認可学校規則に則り、学則を許可した私立学校については、「尋常中学校若クハ尋常中学校ノ程度ニ依リ相当ナル予備ノ学科ヲ修メタル者ヲ入学」させることを条件として「中学校ノ学科程度ト同等以上」と認めるとしていた。これを論拠として利谷は、「従来の認可学校の卒業生は、間接的に高等試験の予備試験の受験資格を有した」と解釈している(利谷、前掲「日本資本主義と法学エリート - 明治期の法学教育と官僚養成 - (二)」1389頁)。しかし、同令が「中学校ノ学科程度ト同等以上ト認め」たことで、適応するとしたのは、徴兵令第11条であって、文官試験規則ではない。さらに利谷は、公立私立学校認定ニ関スル規則(1899年文部省令第34号)は、「文官任用令における高等試験予備試験の受験資格、ならびに徴兵令における一年志願兵の資格及び徴兵猶予の資格とひきかえに、公私立学校(専門学校、実業学校、他の学校をふくむ)に対する一般的な統制を加えようとするもの」だと述べているが(同上、1391頁)、同規則は「徴兵令第十三条又ハ文官任用令第三条ニ関ス官立府県立中学校ト同等以上トシテ文部大臣ノ認定ヲ受ケントスルトキ」の話であり、文官任用令第3条とは判任文官の任用に関する規程で、高等官あるいは高等試験に関する規程ではない。これらをもって予備試験の受験資格について制限があったとは、解釈できないと筆者は考える。文官高等試験が予備試験と本試験とに分かれ、予備試験の免除範囲を規定することで、すでに「帝大特権」、私

- 立学校との差異は明瞭に示されている。中学校の学校数は全国で 69 校、生徒数は 20,000 人に満たなかった 1893 年当時において（文部省編『学制百年史』資料編、帝国地方行政学会、1972 年、489 頁）学歴による制限を課さなくとも、現実的に予備試験を受験しうる者は限定的であった。1894 年の第 1 回予備試験受験者は 45 人、翌 1895 年は 84 人である（Spaulding, op. cit., p. 131, table15）。
- 15 前掲『学制百年史』資料編、489 頁。
- 16 Spaulding, op. cit., p. 131, table15.
- 17 前掲『明治以降教育制度発達史』第 7 巻、357 頁。
- 18 専検については、菅原、前掲「戦前日本における『専検』試験検定制度史試論」、同「『受験界』-『専検』合格者体験記の整理を手がかりに -」、『受験・進学・学校 - 近代日本教育雑誌にみる情報の研究』学文社、2008 年、同「『受験界』が伝えた『専検』と受験者・合格者」『近代日本における学校選択情報 - 雑誌メディアは何を伝えたか』学文社、2013 年等を参照。
- 19 ただし、高等試験予備試験では外国語と論文の二科目が課されるため、高資合格後は外国語について受験勉強を進める必要がある。
- 20 法協協会事業部編『現行検定試験総覧』法協協会事業部、1928 年、4 - 5 頁。
- 21 竹中、前掲「国家試験制度と『帝大法科特権』」、風間、前掲「大正十二年高等試験令改正について」等参照。
- 22 水野東太郎「弁護士法の変遷」『法曹百年史』法曹公論社、57 頁。また、風間、前掲「大正十二年高等試験令改正について」によれば、司法科試験開始の前年、1922 年の弁護士試験の受験者数は 3,800 人にのぼったという（54 頁）。
- 23 E. H. キンモンス『立身出世の社会史-サムライからサラリーマンへ-』玉川大学出版部、1995 年、258-260 頁。
- 24 「高等試験令、普通試験令、高等試験委員及普通試験委員官制、文官任用令中改正ノ件、外交官領事官及書記生任用令中改正ノ件」（国立公文書館蔵「枢密院・上奏并内閣通報三・大正元年～大正十年」所収）。
- 25 法協協会事業部編、前掲『現行検定試験総覧』6 頁。
- 26 1925 年以降は官報の告示も例えば、「大正十四年第一回専門学校入学者検定並高等試験令第七条ニ依ル試験左ノ通施行ス」（1925 年 1 月 27 日文部省告示第 17 号）というように、専検と高資が一つの告示で並列して示されるようになった。
- 27 会場は東京商科大学、東京外国語学校、北海道会議事堂、京都府師範学校、大阪外国語学校、（大阪）府立高津中学校、新潟師範学校、（愛知）県会事室、宮城県商品陳列場、島根師範学校、広島師範学校、（香川）県立高松中学校、（福岡）県立図書館の 13 か所で行われた。（「大正十一年～昭和十七年・受験資格試験総規・試験施行告示案」国立公文書館蔵「第二 教育門わ 3（受験資格試験）」所収）。
- 28 法協協会事業部編、前掲『現行検定試験総覧』10 頁。
- 29 「専門学校入学者試験検定受験関係」昭和 13 年度（宮城県公文書館蔵「学事 教員資格」所収）、「専門学校入学者試験検定受験関係」昭和 14 年度（宮城県公文書館蔵「学事 専門学校」所収）。



- 30 「昭和 13 年第 1 回専門学校入学者試験検定ニ関スル件」(埼玉県立文書館蔵「学務部・生徒・昭和 13 年」所収)。
- 31 前掲「専門学校入学者試験検定受験関係」昭和 14 年度(宮城県公文書館蔵「学事 専門学校」所収)、「専検受験願書及名簿送付の件」(大阪府公文書館蔵「文検中教・専検・実検書類 昭和 22 年 7 月」所収)。
- 32 1941 年 1 月 4 日、高等試験令が改正され(勅令第 1 号)、従来の行政科試験と外交科試験が合併され、一つの行政科試験となった。また、戦時下においては、「高等試験ノ停止ニ関スル件」(1943 年 11 月 1 日、勅令第 852 号)により、1944 年は高等試験を行わないこととし、1945 年 1 月 9 日に同令を改正し(勅令第 8 号)1945 年も同様とした。そして、戦後は 1946 年、1947 年に実施されたのち、前述の国家公務員法の改正(1948 年 12 月 3 日、法律第 222 号)により、高等試験令が廃止されたことで高等試験も廃止となった。日本公務員制度史研究会編著『官吏・公務員制度の変遷』第一法規出版、1989 年、224、228、283 頁参照。
- 33 高資開始初期の 1918 年、1919 年および戦後の 1945 年から 1948 年の合格者名簿は本稿執筆時において確認できていない。上記期間の合格者数は 111 人である。前掲、大阪府公文書館蔵「文検中教・専検・実検書類 昭和 22 年 7 月」に綴られている 1948 年 8 月実施の専検および高資の要領伺いには、「合格者及び科目合格者の発表は後日、個人宛郵便で通知し尚、受験地の都道府県の学務課(教育課)にも通知します、官報には掲載されません」との記載がある。戦後は官報に合格者名は記載されなかったと考えられる。
- 34 1918 年から 1947 年の期間において、通信官吏練習所を最終学歴とする者は 165 人、鉄道省教習所を最終学歴とする者は 56 人である。秦、前掲『官僚の研究』18 頁。
- 35 三上、前掲「通信講習所・通信官吏練習所に関する歴史的研究 - 文部省所管学校との関係に着目して - 」77 - 78 頁。
- 36 通信官吏練習所では、中学校などの卒業生や高等小学校から通信講習所などを経て入学する者など様々な学歴を持つ者が学んでいた。同上、75 - 77 頁。
- 37 官吏ではなく、傭人として本試験合格前から警視庁に雇われていた者、雇用形態は不明だが、入省先が警視庁の者を含めれば、第一期 28 人中 7 人が警察関係である。
- 38 前掲、秦『官僚の研究』によれば、1918 年から 1947 年までの行政科合格者の就職先として判明しているものでは、内務省が桁違いの第一位で 1,466 人、通信省の入省者は 618 人である。(20 頁)。よって、高資を経て行政科に合格した者で同省に勤務した者の比率が高いことは、行政科合格者の一般的な傾向と同様ではあるが、行政科合格者全体の警察関係への従事比率と比較検討する必要があると考える。今後の課題としたい。

【付記】本稿は、JSPS 科研費(課題番号 18K02284)の助成を受けたものである。